

令和5年第1回  
教育委員会定例会  
会議録

令和5年1月26日

学校教育部 教育総務課

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和5年第1回教育委員会定例会	
開 催 日 時	令和5年1月26日（木） 開会時刻午後2時02分 閉会時刻午後2時45分	
開 催 場 所	朝霞市役所 第1委員会室	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
	会議録の確認方法 出席者全員による確認	
その他の必要事項	傍聴者 4人	

令和5年第1回

教育委員会定例会

令和5年1月26日(木)  
午後2時02分から  
午後2時45分まで  
朝霞市役所 第1委員会室

- 1 開 会 宣 言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会議録の承認・訂正
- 4 教育長月間行事の承認
- 5 教 育 長 の 報 告
- 6 議 案 の 審 議
- 7 そ の 他
- 8 閉 会 宣 言

---

出席者

教 育 委 員 会 教 育 長	二 見 隆 久
教育委員会教育長職務代理者	平 木 倫 子
教 育 委 員 会 委 員	高 橋 松 久
教 育 委 員 会 委 員	森 島 史 枝
教 育 委 員 会 委 員	上 野 正 道

説明のための出席者

学 校 教 育 部 長	野 口 邦 彦
生 涯 学 習 部 長	神 頭 勇
学校教育部次長兼教育総務課長	奥 山 雄三郎
生涯学習部次長兼生涯学習・スポーツ課長	菊 島 隆 一
教 育 管 理 課 長	小石川 知 治
教 育 指 導 課 長	松 本 欣 巳
学 校 給 食 課 長	長 谷 修

文 化 財 課 長  
図 書 館 主 幹 兼 館 長 補 佐  
中 央 公 民 館 長 補 佐

赤 澤 由 美 子  
辻 和 義  
矢 澤 宏 人

事務局

教育総務課教育総務係長

古 瀬 聖 将

---

(会議議題)

◎教育長報告事項

- ①令和4年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要について
- ②いじめに関する調査結果について
- ③令和4年度「いじめ防止に向けた取組」実施報告書のまとめについて
- ④令和5年度埼玉県学力・学習状況調査について
- ⑤令和5年度全国学力・学習状況調査について
- ⑥令和4年度関東大会・全国大会出場者の市長表敬訪問について
- ⑦令和4年度子ども大学あさかについて
- ⑧第61回朝霞市文化祭について
- ⑨令和4年度第2回朝霞市社会教育委員会議（研修会）について
- ⑩第36回企画展「台の城山遺跡と向山遺跡」について
- ⑪令和4年度悠ゆう大学について

◎提出議案

- 議案第1号 朝霞市博物館協議会委員の任命について
- 議案第2号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について
- 議案第3号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について
- 議案第4号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関する事について

◎その他

- ・学校給食単価の見直しについて

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会宣言

○二見教育長

ただいまから、令和5年第1回朝霞市教育委員会定例会を開きます。

◎2 会議録署名委員の指名

○二見教育長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日開催の会議における会議録の署名につきましては、平木教育長職務代理者をお願いしたいと存じます。

◎3 会議録の承認・訂正

○二見教育長

次に、会議録の承認でございます。

令和4年第12回教育委員会定例会の会議録について、追加、訂正等があれば、お申し出いただきたいと思っております。

追加、訂正がなければ、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

異議がございませんので、原案のとおり承認することといたします。

次に、本日の議事でございますが、教育長報告事項が11件、提出議案が4件、その他が1件でございます。

なお、教育委員会の会議においては、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないこととなっております。

本日、審議いたします議案第4号につきましては、該当する者を除斥した上で審議することといたします。

さて、ここで議事を非公開とすることについて発議させていただきます。

教育長報告事項の「2点目 いじめに関する調査結果について」につきましては、児童生徒の個人情報保護の観点から、また、「議案第2号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関することについて」、「議案第3号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関することについて」、及び「議案第4号 朝霞市教育委員会職員の仕事に関することについて」につきましては、仕事に関する案件でございますので、地方教

育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき、会議を非公開とすることを御提案します。

なお、会議を非公開にするには、非公開の発議を出席者の3分の2以上の多数で議決した場合でございませぬ。

これより、採決いたします。

教育長報告事項2点目、並びに議案第2号から第4号につきまして、議事を非公開とすることに賛成の者の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、教育長報告事項2点目、議案第2号から議案第4号につきましては、議事を非公開とすることに決します。

#### ◎4 教育長月間行事の承認

##### ○二見教育長

次に、教育長月間行事の承認に入ります。

令和4年12月の教育長月間行事実績及び令和5年2月の教育長月間行事予定につきましては、配付資料のとおりとなります。

これらの行事につきまして、御異議ございませぬか。

ございませぬので、教育長月間行事を資料のとおり承認することといたします。

#### ◎5 教育長の報告

##### ○二見教育長

次に、教育長の報告に入ります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応として、担当からの報告を省略し、すぐに質疑応答に入ることといたします。

それでは、非公開とされた教育長報告事項2点目以外の報告事項について、御質問等はございませぬか。

##### ○二見教育長

平木教育長職務代理者。

##### ○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の1点目、「令和4年第4回朝霞市議会定例会における教育関係一般質問の概要に

ついて」でございますが、こちらの19ページから22ページに、子供たちのマスクの着脱についての質問及び答弁がございますが、現在の児童生徒の登下校時も含めた学校生活の中で、マスクの着用についてはどのようになっているのか、御説明をお願いします。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

現在の児童生徒のマスクの着用及び着脱状況については、基本的にはマスクをつけることも自由であり、マスクを外すことも自由ということを踏まえ、それぞれの児童生徒が自分で考えて、場面に応じてできるようにということを基本に、各学校で指導しております。

○二見教育長

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

こちらの質問答弁の中に、マスクを外すメリットなどいろいろ書かれておりますが、マスクを外せない理由については、ここで書かれておりません。御家庭の事情、例えば、御家庭に高齢者がいたり、あるいはワクチンが打てない方がいたり、様々な状況があると思います。ですので、マスクを外すということに関しましては、ここにも書かれておりますが、やはり児童生徒、保護者に寄り添った対応をしていただいて、慎重に行っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○二見教育長

ほかに、御質問ございますか。

森島委員。

○森島委員

教育長報告事項1点目の17ページ、ハラスメントのない働きやすい場にするための答弁で、学校における倫理確立委員会とあるのですが、これはどういったものなのか教えていただきたいと思っております。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

倫理確立委員会というのは、各学校に設置をされております。各学校での自浄組織といったらよろしいでしょうか。自分たちで、自分たちの問題点をしっかりと洗い出して、それに対してしっかりと対応していくということで、万が一、校長がハラスメントを行う者だったときのことを想定しま

して、基本的には教頭が倫理確立委員会の長となって、各学校に編成されております。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

学校内の教職員で組織されているということは、学校には第三者の委員会というか、相談窓口がないのでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

おっしゃるとおりで、倫理確立委員会に関しましては、基本的には学校内の教職員のみで組織されておりますが、ただ、例えば、保護者の皆様や、児童生徒、地域の方等から、御意見や通報などがあれば、教頭や学級担任、部活動であれば例えば部活動顧問がということで、直接お話をいただくことは可能と考えております。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

同じ職場の人間同士だと、なかなかハラスメントに対して言えない部分があったりするということが懸念されるのですが、職員間ではなく、先生方が第三者に相談できる窓口はあるのでしょうか。

○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

例えば、教育委員会内につきましても、教育管理課、また教育指導課の職員の方でお話を伺うというように、教育委員会にも窓口を設置しておりますので、もし学校内で声を上げにくいということがあれば、こちらの方にお越しいただくことも可能でございますし、あとは学校によっては、例えば、声を上げにくいことに対しての一つの手立てとして、アンケートを取るといった形で声を拾っている学校もございます。

○二見教育長

森島委員。

○森島委員

職員間のハラスメントのことなのですが、職員にアンケートを取っているということですか。



○二見教育長

教育管理課長。

○説明員・小石川教育管理課長

そうですね。職員間の中であったとしても、そういったことがあってはならないということで、職員間でもそういったアンケートを取っている学校もございます。

○二見教育長

ほかに、教育長報告事項について御質問ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

教育長報告事項の4点目、令和5年度の埼玉県学力学習状況調査についてでございますが、タブレット端末等を使用する調査ということですが、県内でタブレット端末を使用して調査を行うところについては、何件ほどあるのでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

埼玉県の学力学習状況調査については、朝霞市は、来年度についてはタブレット端末を用いたC B Tという方法で、実施をいたします。他の市町村の動向は、まだ、情報を得ていない部分があり、具体的な数はお答えできないのですが、いくつかの自治体に声をかけているということは、県の教育委員会をとおして伺っております。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

森島委員。

○森島委員

教育長報告事項3点目、いじめ防止に向けた取組で、第五小学校なのですが、保護者・P T Aと連携して電話・面談・家庭訪問を実施したとあるのですが、具体的に保護者やP T Aとの連携というのは、どのようなアクションだったのか教えていただけますでしょうか。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

具体的な実施方法等については、この後、確認をして御報告させていただければと思うのですが、ただ、学校として、いじめ防止のためには、教職員だけではなく、保護者や地域、P T Aのい

ろんな側面からフォローしていく必要があるので、連携をして、対応しているということは伺っております。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

森島委員。

○森島委員

もう一点、朝霞第一中学校では、埼玉県警察のSS制度も活用しとあるのですが、埼玉県警察のSS制度というのは、どういったものなのか教えてください。

○二見教育長

教育指導課長。

○説明員・松本教育指導課長

このSS制度というのは、スクールサポーター制度というものでございまして、埼玉県警察に児童生徒への支援を行うスクールサポーターがおり、学校を訪問し見回りなど、児童生徒の支援に当たるといって制度でございます。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

では、ほかに御質問ございませんので、これで教育長の報告を終わります。

## ◎6 議案の審議

○二見教育長

次に、議案の審議に入ります。

「議案第1号 朝霞市博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。

提案の説明をお願いいたします。

生涯学習部長。

○説明員・神頭生涯学習部長

議案第1号の提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、朝霞市博物館協議会委員の任期が令和5年2月19日で満了となることに伴い、朝霞市博物館条例第7条の規定に基づき、新たに委員の任命を行うものです。

よろしく御審議の上、御承認くださるようお願い申し上げます。

○二見教育長

それでは、本議案についての質疑をお願いいたします。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

この候補者の中に、新任で公募委員の方がいますが、この方についての情報など、差し支えない程度に教えていただけますでしょうか。

○二見教育長

文化財課長。

○説明員・赤澤文化財課長

公募委員につきましては、抽選により決定しております。

同時に、他の会議体の公募委員を兼ねることができないので、その点を確認しております。

博物館の活動に関心があり、御応募いただいております。

○二見教育長

ほかに、質疑ございますか。

質疑がなければ、質疑を終結します。

これより採決いたします。

「議案第1号」を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員です。

よって、「議案第1号」は、原案のとおり可決されました。

◎7 その他

○二見教育長

次に、その他に入ります。

その他として、事務局又は委員の皆様から何かございますか。

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

その他として、学校給食課から、学校給食単価の見直しについて、御報告させていただきます。

今月、1月5日に開催しました、教育委員会臨時会において、学校給食運営審議会からの答申内容について、御報告をさせていただき、審議会委員からの要望内容をお伝えさせていただきました。

また、教育委員の皆様からも、保護者負担軽減策について検討してもらいたいとの御意見、御要望をいただいたところでございます。

その後、1月11日に開催されました政策調整会議において、学校給食費の見直しと要望内容を説明するとともに、1月17日に開催された、市長、副市長及び教育長も参加の定例庁議において、給食単価の見直しの案件と、教育委員の皆様並びに学校給食運営審議会委員の皆様からの要望内容をお伝えさせていただきました。

結果といたしましては、給食単価の見直しについて原案のとおり、御承認いただき、さらに、市長から物価高騰による保護者の負担が非常に大きいことや、教育委員や審議会からの意見を考慮し、価格改定分について、令和5年度は公費で負担すること、もう一点、子育て支援、少子化対策の観点から、3人目以降の給食費について支援するという2点について発言がありました。

そのため、現在、給食単価見直し分の公費負担と、3人目以降への支援策について進めているところでございます。

次回、2月の教育委員会定例会において、支援内容について詳細をお伝えするとともに、学校給食費徴収規則の改正について、御審議いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○二見教育長

ただいま説明のありました件について、御質問等ございますか。

平木教育長職務代理者。

○平木教育長職務代理者

子育て支援ということで、3人目以降の公費負担というお話がございましたが、現在、児童生徒の中で、3人以上いる家庭というのは、どのぐらいいらして、またその負担額はどのぐらいになるのでしょうか。

○二見教育長

学校給食課長。

○説明員・長谷学校給食課長

来年度の1年生も含めた数字については、この段階なので概算の数字になってしまいますが、350人から370人ぐらいが、小中学校に在籍する児童生徒の3人目以降ということで、計算をすると、およそ1,700万円の給食費の収入が減額になるのかなと見込んでおります。

○二見教育長

ほかに、ございますか。

それでは、学校給食単価の見直しについてを終了します。

ほかに、その他として何かございますか。

それでは、その他を終了いたします

この際、暫時休憩といたします。

これからの会議を非公開といたします。

関係説明以外の方は、退席を求めます。

(暫時休憩)

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開】

◎5 教育長の報告 ②いじめに関する調査結果について

◎6 議案の審議 議案第2号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

議案第3号 朝霞市教育委員会職員の人事に関することについて

議案第4号 朝霞市教育委員会職員の処分について

◎8 閉会宣言

○二見教育長

ここで、会議の非公開を解きます。

以上で、本日の議事は全て終わりました。

これをもちまして、令和5年第1回朝霞市教育委員会定例会を終わります。

本日はお疲れ様でございました。